



GAP 普及ニュース 第 32 号 (2013.5)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

《GAP シンポジウム特集号》

【巻頭言】

リスクリテラシーの構造とその重要性

株式会社 AGIC GAP 普及部長
一般社団法人日本生産者 GAP 協会 理事・事務局長
田上隆多

「リスクリテラシー」という言葉をご存じでしょうか。情報リテラシー、メディアリテラシー、科学リテラシー、金融リテラシーなど、近年、様々な分野で「〇〇リテラシー」という用語が使われています。「リテラシー」には、「読み書き能力、与えられた材料から必要な情報を引き出し活用する能力、応用力」（デジタル大辞泉）という意味があります。「リスクリテラシー」は、「**リスクに接する際、その背景にまで考えを及ばせ、リスクの波及範囲を正しく見極め、対処する力**」と説明されています（※1）。「適正農業管理」（GAP）には、環境保全、食品安全、労働安全などの分野における様々なリスクを回避または許容範囲内に維持する「リスク管理」が重要であり、そのためには、「リスク認識」のもとに「リスク評価」を行うことが必要です（※2）。その意味で、「リスクリテラシー」は、GAP における農場の「リスク認識」「リスク評価」「リスク管理」への対処力と同様の概念であり、農業者や指導機関などにとって必要不可欠な能力と言えます。

リスクリテラシーは、**(1) 解析力、(2) 伝達力、(3) 実践力**の3つの基本要素で構成されます。

「**解析力**」は、「発生前のリスクの芽、あるいは発生したリスクの事象を解析する力」であり、「収集力」「理解力」「予測力」に細分化されます。筆者らが行う GAP 研修では、「適切にリスクを管理するためには、まず『リスク認識』と『リスク評価』が重要である」と説明しています。「リスク認識」には「収集力」が必要です。「どんな危害要因があるのか」、「どのような危害が発生しうるのか」、「どのような対策があるのか」などについて、基本的な知識や過去の事例などを事前にどれだけ情報収集できるかが決め手になります。また、実際に危害が発生した際に、新たに必要な情報を収集できることも重要です。「リスク評価」には「理解力」が必要です。農場の現状を捉え、収集した情報と照らし合わせて現状を評価できることが重要です。農場等を見た場合に「リスクが顕在化しているか」、「潜在的なリスクが大きいのか小さいのか」、「緊急性が高いのか低いのか」などを客観的に漏れなく捉える必要があります。さらに、現状では顕在化していなくても、今後起こりうる可能性や、様々な状況が重なって起こりうる小さな可能性についても予測できること＝「予測力」「予知力」も必要です。予測・予知ができることは、実際に危害が発生したときだけでなく、平時の管理を考える際にも役立ちます。

「伝達力」は、「実際に解析したものを共有し、解析結果を必要とする人々に伝えるための力」であるとされ、これには「ネットワーク力」と「コミュニケーション力」が含まれるとされます。「ネットワーク力」は、情報を発信する範囲や、そのツールや方法の多さなどであり、「コミュニケーション力」は、ツールや方法を駆使して実際に相手に伝え、相手に影響を与えるパフォーマンスのことです。農場管理においては、平常時および緊急時に情報を共有する範囲を明確にし、その方法を整備することが必要です。単に一般的な緊急連絡の体制を模倣するのではなく、リスクについて解析した結果を考慮し、必要な範囲や方法を決めていくことが重要です。例えば、「どのような食品の汚染事故が考えられるのか」、「どこまでの範囲に連絡すべきなのか」、「関係機関とはどのように連携すれば良いのか」など、自分の農場の立地や取扱品目、販売の方法や範囲、行政や広域の関係機関との関わりと照らし合わせて考える必要があります。農場内における教育・訓練活動も「伝達力」の範疇と捉えることができます。いくら作業手順やルールを細かく設定しても、作業者の行動や判断を全てコントロールすることはできません。従業員や作業者に対して、単に手順やルールを伝えるだけでなく、その背景にあるリスクとリスク管理の方法を理解してもらうことが大切です。

リスクリテラシーの構造		
解析力	伝達力	実践力
●収集力 《リスク認識》	●ネットワーク力	●対応力
●理解力 《リスク評価》	●コミュニ ケーション力	●応用力
●予測力		

「実践力」は、「リスク管理を実施し、リスクを回避するか、リスクの芽を除去し、リスクそのものを低減する力」であり、「対応力」と「応用力」が含まれるとされています。文献1の事例では、「対応力」を主に企業に発生する危機に対応する力としていますが、農場においては、リスク評価を通して予め明らかになったリスクを低減するような管理体制にすることも含めて考えるべきです。例えば、「貯蔵タンクの損傷により燃料油が流出する事故」を想定した場合、発生した際には、応急的に損傷部分を補強して漏出を止める、消防等の関係機関に連絡する、河川等に流出しないように土留め等をする、などの対応が即座にできることが危機への対応です。一方、このような事故が発生しないように、あるいは万一発生しても影響範囲が小さくなるように防油堤を設置する、損傷がないか貯蔵タンクを定期的に点検するなど、予めリスクを低減する対策をとることが重要です。そのためには、広く情報収集し（収集力）、現状を良く把握し（理解力）、どのようなケースがありうるか想定できる（予測力）ことが欠かせません。「応用力」は、既存のまたは想定したリスクと異なるシチュエーションになった時に、過去のケースや収集した情報、把握している現状などを教訓に、どのように対処すべきかを検討・判断する力です。従って、応用力の基礎となるのは、解析で行う収集、理解、予測の十分な反復と言えるでしょう。

以上のように、リスクリテラシーという能力は、シンプルかつ重要であり、農業に限らずまた個人か組織かに関わらず、普遍的な能力と言えます。しかしながら、上述のようなリスクリテラシーを能動的に身につけようとしている農場や、そのような機会を農業者に与えようとしている機関は見当たりません。日本は古くから「読み書きそろばん」といった「リテラシー教育」は広く普及されていますが、「リスクリテラシー教育」は行われてこなかったように思います。科学の発達や流通の広域化によって様々なリスクを抱えるようになったことは確かですが、いつの時代もリスクは存在しますし、時代とともに変遷するリスクとどのように付き合うかが、適正農業管理に重要なことだと言えます。日本では、GAP（Good Agricultural Practice）という言葉が意識的に使われるようになってから凡そ10年が経ちます。日本の適正農業推進に向けて農業分野における「リスクリテラシー教育」を充実させることが肝要であることは言うまでもありません。

《参考文献》

※1 林志行著「現代リスクの基礎知識 事例で学ぶリスクリテラシー入門」

※2 一般社団法人日本生産者 GAP 協会「日本 GAP 規範 Ver.1.0」

《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》

連載 第 22 回・最終回

— 日欧の GAP の比較と GAP の意味するもの —

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

欧州の GAP 農場認証の経緯

EU では、多くのスーパーマーケットが農産物の仕入基準として農家監査制度を実施しています。その一つイギリスの「テスコ」には「ネイチャーズ・チョイス」というスーパー独自の監査制度があり、農家が行う実施規則（The Code of Practice）と、それを審査するための判定リストがあります。この実施規則では、「農家はイングランドやウェールズの MAFF（農水産食料省）が定めた適正農業規範（CoGAP、GAP 規範）を最低基準として遵守すること」を要件としており、その上に前述のテスコの要求事項を盛り込んだ詳細な規則を定めており、独自の監査を行って取引農家を選定しています。

グローバル化し、寡占化が進んだ欧州のスーパーマーケットは、このような「農家監査制度がスーパーごとに異なり、またその基礎となる各国政府の「GAP 規範」の内容が少しずつ異なるのは不都合だ」として、EUREP（欧州小売業団体）が、共通する項目をまとめ、「欧州の多くの小売店が許容できる最低限度」の遵守規則（GAP 規準）を作り、第三者認証制度で統一的に実施する「総合農場認証制度（Integrated Farm Assurance）」を開始したのです。

EU の共通農業政策（CAP）により、GAP 規範の遵守は 2005 年以降、農家の当然の義務となり、また販売先の要望としての現実的な農場認証制度が整った欧州事情の中で、EUREP では、同年以降、輸入農産物に認証を要求することになりました。そのため、欧州の EUREP 加盟店に農産物を輸出する各国は、自国農産物の輸出対策として GAP 農場認証制度の導入を始めています。

日本の GAP は関係者間に齟齬

日本の商業 GAP 規準として 2004 年に筆者らが作成した「JGAP 認証制度」は、欧州小売業団体のプライベート規準「EUREPGAP 認証制度」のコピーです。従って、日本と欧州との法的、制度的、社会的、気候的、文化的な相違などが背景にあり、日本の農業現場では GAP 規準の矛盾点となって現れています。また日本では、農業分野における環境保全に関する現場の意識が低いために、EU のような強力な指導や管理の体制が取れず、また、農産物の食品安全に目標を絞った GAP 指導が行われたために、GAP 規範やその遵守について、農業現場にほとんど浸透していません。

欧州においても、食品危害に対する管理体制は極めて重要であり、GAP の目標や GAP 実践の要件となっていますが、農業由来の環境汚染を起こさないという GAP 本来の目的は外すことなく、行政も、流通業界も、生産者も、その認識のもとで GAP に取り組んでいます。その結果として、生産・販売・消費の相互の信頼関係が保たれることとなります。

しかし、日本では、農業由来の環境汚染をなくすという基本的な GAP 認識がなく、環境汚染に関する「汚染者負担の原則」の考え方がありません。そもそも食品安全のための管理技術に限定して GAP 管理の導入を図っているために、生産者と販売者、生産者と行政、食品安全と環境保全などの間に齟齬が見られています。

GAP で求める環境便益

EU では、共通農業政策の観点から、「GAP 規範は、農業者が守るべき最低限のマナー」であるといっています。現代農業は、地球の自己修復性機能を破壊する危険性をはらんでいるのですから、産業としての農業は、汚染者負担の考え方に立ち、「せめて汚染はさせない」ということが「最低限のマナーです」ということなのです。このマナーが守られれば、「これ以上悪くなることはない」ということになります。

しかし、現在の農業実践として、「環境負荷がゼロになった」というだけでは、これからの目指すべき農業にはならないのです。すでに EU では「環境や景観に対する明らかな便益」が求められています。日本でも生物多様性の助長などが問われ、農村の景観保全や保健休養の場作りなどと合わせた農業の多面的機能の議論が盛んになってきていますが、それらを実現するための農業の形については、現実的な農業実践として適正農業規範の課題にする等の強い形では認識されていません。これからの日本農業を方向付けるためには、多面的機能などの環境へのプラスの機能についても明確な適正農業規範に入れ込み、管理規則を定め、それらを守ることにより着実に実現して行く必要があると思います。

金銭で計れない GAP の価値

EU では、主に環境保全型農業を Good Practice としているのに対して、日本では主に食品安全を Good Practice と考えて GAP の推進を行っているという大きな違いがあります。いずれも GAP の重要な目標であることには違いないのですが、農産物流通という経済活動の中で、GAP を推進していくに当たって、GAP を求める側と求められる側にはそれなりの相違があります。流通業者が、消費者に安全な農産物を供給するためにする努力は当然ですが、小売店が「自社の看板に傷を付けたくない」という理由だけから、生産側に GAP を要求するとすれば矛盾が起こります。なぜなら、農産物は「安全で当たり前」だからです。つまり農産物に危害要因があればそれだけでペナルティーの対象になり、少なくとも流通停止です。したがって食品安全の面だけでは、農業を評価するというにはならないのです。農業活動における環境保全の努力を評価せずに、取引条件としての食品安全の確保という視点だけで判断し、しかも環境保全や農産物の食品安全を市場原理の中だけで実現しようとするれば、生産側に無理が来ます。農産物を低コストで大量に生産することは、自然環境の保全を保証することにはつながりませんし、食品の安全性を確保する保証にもつながりません。「農産物の大規模・低コスト生産においては、その過程は二酸化炭素の削減も生態系の保全も意味しないのです」（千賀，2009）

GAP のコストを消費者負担と納税者負担で

GAP では、このような視点がとても大切なのです。この視点をどのようにして実際の経済や農業政策に反映していくかが問題です。少なくとも市場原理主義ではダメなのです。

EU では、共通農業政策として、実施者に所得補償をすることで GAP を推奨しました。2005 年

を境に、「(今までの) GAP 以上という GAP (環境便益)」に対しての直接支払いになっていますが、いずれにしても、このような政策によって法令遵守としての GAP 規範や、仕入基準としての GAP 認証制度の目的が達成されているといえます。このような GAP に対するインセンティブがなければ、欧州の GAP も普及しなかったでしょう。

日本で農業者に GAP を推奨すると、「農産物を高く買ってくれるのでしょうか？」という質問が来ます。返事は「ノー」です。食品安全だけがその目的と考えられている日本の GAP 事情では、「安全性が保障されなければ買わない」ということはあっても、「安全だから高く買うということはありません」のです。したがって、市場で食品安全への不安が募ると「GAP をやらないと買ってもらえなくなる」という言葉が出そうです。インセンティブは、金銭的なことだけではありませんから、安定的な販売が可能になるということも GAP を実施する誘引にはなるでしょうが、しかし、それだけでは弱すぎます。

農業経営もまた経済活動ですから、GAP に係る費用がカバーされなければ持続できるものではありません。そして、農業経営が持続的でなければ農業が持続できないのですから。EU は、GAP に係る費用と GAP による収益減少を納税者負担でカバーしたと言って良いでしょう。2005 年以降は、「統合農業」や「合理農業」、「有機農業」、その他の「それ以上の GAP」に対して支払っています。期待する農業に対するコストは、消費者負担と納税者負担の両輪でカバーすることが必要と思われまます。なぜなら、農業とは人類に安全な農産物を安定的に供給し続けるものだからです。

生産振興から環境保護への政策転換

GAP の目指すものは何か、日本では一般に「GAP は有利販売のために行う」、「所得向上のために行う」と説明がされることがあるようですが、それは GAP の本質を捉えた表現ではありませんし、それを目標にした GAP の推進では農業現場で矛盾が起こってしまいます。

近代農業の中心的課題であった「工業技術の導入による生産性の向上」ですが、それだけのモデルではうまくいかないということが判ってきました。このことは、今では多くの人が認めるところだろうと思います。人間の健康と、そのための好ましい環境作りと、それらを確立することにより農業生産が持続できる新しい農業モデルを作らなければなりません。

日本では、農業政策でも、「農業者が頑張る強くなって、企業的農業を行うべきである」と言っています。しかし、そうではないという見方もたくさんあります。

欧州でも日本でも、持続的農業による国土の保全、水源の涵養、景観の形成、保健休養などの方向が志向されています。1993 年にガット・ウルグアイラウンドが決着したとき、EU は農業者への補助金の概念を変えました。「農家を守るため」、「経済競争に勝つため」ではなく、農業者が日常の活動をすることで守られる農業環境を、「国土を守る」という農業の機能に対して「国民が支払う税金から直接支払いをするのだ」という主張でガットの貿易交渉が終結したと考えてもいいのではないかと思います。

OECD (経済協力開発機構) は、2002 年に続いて 2010 年にも、日本の環境政策について改めるよう勧告しています。(GAP 普及ニュース 22 号 20~22 頁) その報告書は、農業政策において「環境インパクトを最少化し、生物多様性を保護するために、農業への支援方策をデザインし直すことが必要である」と指摘し、補助金を、生産支援から農業者への直接支援に切り替えることが必要であると勧告しています。(完)

2012年度GAPシンポジウム・誌上ダイジェスト

《2012年度シンポジウムの報告》

当協会が、農業情報学会の「食・農・環境の情報ネットワーク全国大会」と一体的に開催している「GAPシンポジウム」は、去る2月21日・22日に、東京大学弥生講堂に201名が参加して開かれ、活発な議論が交わされましたので、以下に報告します。

この報告では、講演の要旨と、総合討論の発言内容をまとめたものを掲載します。各講師の講演論文は、「GAPシンポジウム講演要旨集」をご覧ください。協会事務局に余部があります。



《演者がパネルとなって行われた
パネルディスカッション》

日時：2012年2月21日(木)午後1時～22日(金)午後4時

会場：東京大学弥生講堂（東京大学農学部内）

課題：持続的農業のためのGAP（適正農業管理）

主催：農業情報学会、一般社団法人日本生産者GAP協会

共催：東京大学大学院農学生命科学研究科生態調和農学機構

《シンポジウムのねらい》

豊かさを求め続ける人間の暮らしや経済活動が、地球システムの自己修復性を脅かしています。水質については、地下水の硝酸塩濃度が高くなり、飲用に適さない地域が多くなっています。その主な原因は、農地に施用された窒素肥料のうち、作物に吸収されない窒素量が多くなっているためであることが明らかになりました。つまり過剰施肥です。

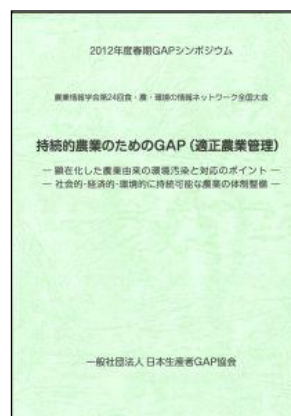
窒素等の肥料成分が環境へ及ぼす負荷量を減らすためには、肥料成分の利用効率を上げて施肥量を減らすことが必要であり、そのための様々な研究と技術開発が行われています。これらの技術に基づいた「適正農業管理」が、今私達に求められている「GAP：Good Agricultural Practice」なのです。

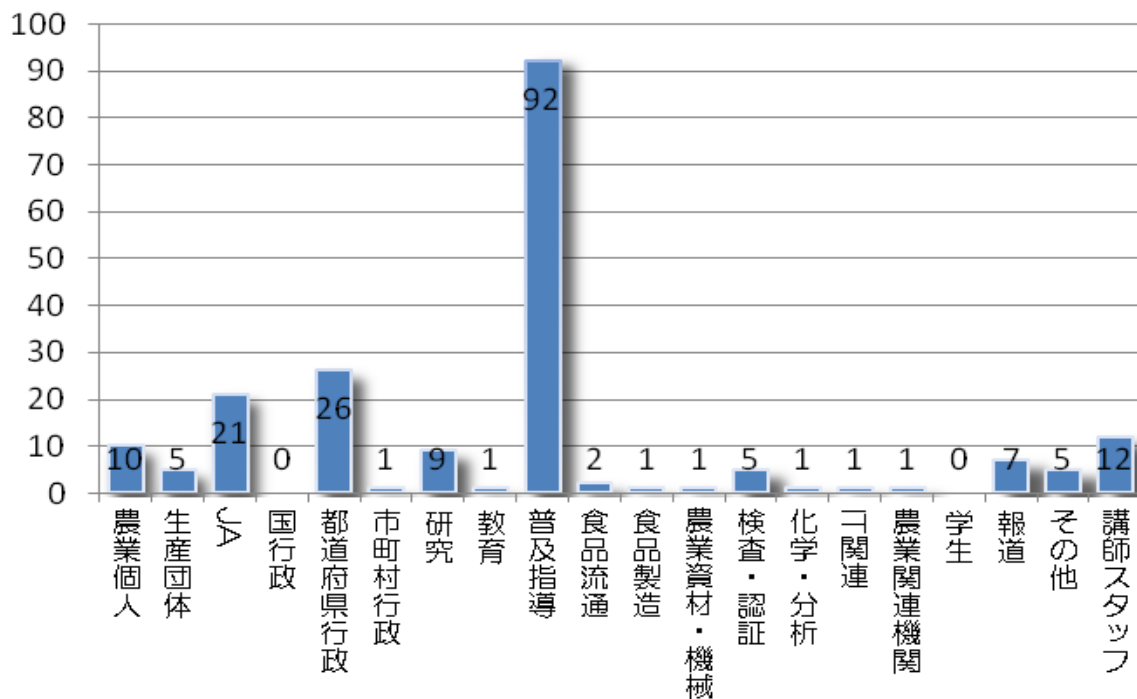
今回のシンポジウムでは、先ず初めに、日本でも顕在化している地下水の硝酸塩汚染の問題を具体的に取り上げ、その解決方法について専門家の意見をお聞きし、議論を深めました。このような農業由来の環境汚染を無くして持続的農業を取り戻すためには、EUの農業政策のような適正農業規範（GAP規範）を持って全ての農業者がGAPを正しく理解し、将来に亘って健全な農業を実現するための政策を展開しなければなりません。

シンポジウムの2日目は、GAP規範を策定し、効果的なGAP推進を行っている各県のその実際を報告していただきました。人と環境にやさしい農業を実践するための教科書である「GAP規範」こそが「GAPの推進は難しい」と言われている日本のGAP事情を打破できる唯一の手段です。現在の日本の農業実態において、GAPの推進は「正に農業改良普及事業そのものである」という認識が普及関係者の高い関心につながったものと思います。

《シンポジウムの参加者201名》

北海道から沖縄までの多くの都道府県から201名の参加がありましたが、その詳細は、次ページに示しました。その内の92名は普及指導員の方々で、これに都道府県の行政の26名を加えると118名となり、全参加者の58.7%になりました。このような関心の高さから、今回のシンポジウムのテーマが都道府県の農業政策に大きく関連していることが読み取れます。





《シンポジウム初日のダイジェスト》

—頭在化した農業由来の環境汚染と対応のポイント—

『安全で持続的な社会と農業の最適化』

二宮 正士 東京大学教授・生態調和農学副機構長
農業情報学会副会長 (一社) 日本生産者 GAP 協会 常務理事

持続的社会、地球環境の変動、生物の多様性といった 21 世紀の課題を突きつけるキーワードがマスコミ等で飛び交う日々ですが、人間生活の基盤となる農業は、それらのキーワードに最も近いところにいる産業です。環境保全、食の安全、高品質、生産性、頻発する極端気象への対応など、真の意味での持続的な農業を実現するためには、多くの条件を同時に調和させる「最適化」というプロセスが不可欠です。

「農家の経営を守りながら、どのようにしてこの課題をクリアすべきなのか？」これはとても深刻で困難な課題ですが、日本農業の真の持続性を担保するために、これ以上目をつぶっていることは大きな誤りだと認識して、シンポジウムではあえてこの問題をテーマにさせていただきました。

岐阜県各務原市のニンジン産地では、農業による地下水汚染を正面から認識して、環境保全型農業への転換を果たしたばかりでなく、環境に優しいニンジンとしてのブランド化にも成功しました。問題を先送りすること無く、農家、地域、行政、そして消費者が知恵を絞ることで、解決への道は見えると思います。皆様の活発なご議論を期待しています。

『GAP は持続的農業と地域振興に寄与するものでなければならない』

田上 隆一 ㈱AGIC 代表取締役
農業情報学会副会長 (一社) 日本生産者 GAP 協会 理事長

私達の社会の持続可能な発展は世界共通の課題です。そのために農業分野では、環境的にも経営的にも持続性を維持しながら、環境汚染を引き起こす危険性を最小限に抑える行為としての GAP（適正農業管理）の概念が作られました。

しかし、日本では消費者ニーズに応える食品安全を中心とした農業生産工程の管理手法が GAP として推進されています。ところが、EU で GAP の概念を構築することになった最も大きな理由の一つである地下水の硝酸塩汚染の問題が、日本でも環境問題、農業問題として顕在化してきました。市民の水道の水源として使用する地下水が、過剰な施肥による硝酸塩で汚染されているということが判り、この事実から、現在の農業技術を見直して持続的農業システムを構築しなければならなくなっています。技術的課題も、経営的・経済的課題も、既存の農業そのものを問い直すことが必要になっています。生産性向上一辺倒ではない持続的農業生産システムを構築するためには、農業改良普及制度等を活用した持続的農業と地域振興に寄与する真の GAP の推進が必要です。

『農業由来の地下水の硝酸塩汚染と地域行政の対応』

平瀬 翔太 長野県安曇野市農林部農政課生産振興係

安曇野市は、長野県のほぼ中央に位置し、西部には常念岳など海拔 3,000m級の北アルプス連峰がそびえ立ち、その山々を源とする川が犀川に合流し、複合扇状地を形成しています。その豊富な水は、信州の穀倉地帯とも言われる水田地帯を作り、山麓のりんご、わさびの栽培やマス類の養殖などに欠かせないものとなっています。その管内で、平成 23 年度に市内の三郷・堀金地域で実施した 14 ヶ所の井戸の水質調査において、2 ヶ所から水道水の基準値を僅かに超える硝酸態窒素が検出されました（非飲用民間井戸）。当初は、三郷地域の畜産団地からの排水が心配されましたが、それらより標高の高い地点の井戸からも基準値に近い硝酸性窒素が検出されたため、果樹や野菜の化学肥料による影響が大きいと考察されました。現状では、飲用水としての地下水は基準を満たしていますが、今後も水質調査を継続し、数値の動向を注視するとともに、農家の土壌診断経費への助成などを実施し、データを集め、農業由来の水質汚染の監視を継続していきたいと考えています。

『硝酸性窒素の環境動態予測技術と負荷軽減対策技術』

江口 定夫 （独）農業環境技術研究所 物質循環研究領域
化学物質環境動態・影響評価リサーチプロジェクトリーダー

化学肥料を多用する現在の農業では、窒素利用効率は非常に低く、農地へ施与された窒素の大部分は、作物根域以下へ溶脱したり、家畜の排泄によって周辺環境中へ放出されたりして、硝酸性窒素による地下水・表面水の汚染等による環境問題を引き起こしています。

これらの問題に対する技術的な対策には、圃場管理と流域管理があります。前者は、肥培管理や作付け体系などの様々な改善によるものですが、要点は、作物根域内での窒素利用効率を如何に高めるかに尽きます。後者は、有機物の分配、水畔域での脱窒の活用、土地利用分布の最適化などが中心になります。

今後は、技術的な対策の長期的な効果の予測や新たな技術の開発が期待されています。特に有機物を連用した土壌での窒素の形態変化と、圃場から流域へのレベルにおける窒素の輸送過程の解明と予測モデルの構築が必要になります。

《総合討論要旨》

『価格に反映できない社会的利益への取組みと GAP による評価』

取りまとめ：山田正美

GAP シンポジウム 1 日目の締括りが総合討論です。このテーマは『価格に反映できない社会的利益への取組みと GAP による評価』で、農業による環境負荷、特に地下水の硝酸汚染という角度から、安曇野市の平瀬さん、農環研の江口リーダー、日本生産者 GAP 協会の田上理事長、同じく日本生産者 GAP 協会の石谷常務理事の 4 人のパネラーと私（山田：日本生産者 GAP 協会常務理事）の司会で進めて行きました。

《各パネラーの総合討論テーマに関する発言》

平瀬：農政課の生産振興係に席を置いていると、事業の推進は常に農家所得の向上という視点で考えるのですが、窒素施肥による環境負荷を考慮する必要があるという昨今の事情から、農家の理解が得られるような説明をしていきたい。

江口：研究の最終ゴールとして、非常に難しいことですが、農村や農業地域での生産量を下げずに、環境負荷の低減ができる方法を目指しています。

農業分野ではありませんが、大規模な企業や私達のような独法の研究所では、環境への負荷をなくすために「どのような努力をしたのか」という環境報告書を毎年作らなくてはなりません。報告書を作ることで研究費が増えるわけでもなく、むしろ仕事が増えるだけかもしれませんが、「社会に報告する義務がある」ということでやっています。農業分野でも、農業法人などが環境に対する取組みを毎年報告し、「この地域ではこれだけの環境負荷の削減に頑張っている」ということを多くの人に知って貰い、価格に反映できなくても、周りの人にインパクトを与えられるのではないかと思います。

田上：農家も儲からなくては困りますが、拡大再生産という資本主義的な儲けと農業は馴染まないのではないかと考えています。農産物輸出の課題研究のために 2003 年に欧州で調査したところ、「環境保全は農家の義務」、「規準違反だとチェーンストアと取引ができない」と聞かされ、「日本では、生産技術は進んで農産物の品質も高いが、農業に対する考え方が遅れているのではないかと感じ、カルチャーショックを受けたのを覚えています。早速 2004 年に JGAP 認証制度を創設しましたが、JGAP 認証は儲けのための GAP という方向に転換されたので、2008 年に私の手を離しました。輸出や儲けのための GAP は発展途上国が目指す GAP 認証なのです。

そこで、日本生産者 GAP 協会という一般社団法人を作り、GAP の意味や意義、効用についての研究・教育と、GAP 実践のための農場改善と GAP 指導者養成を行っています。農家は、利益がないことには誰も動きません。そうすると環境問題とか、人と地球にやさしいという農業が持っているあるいは持っているはずの課題について、お金に変えられないのであれば、私達は、何とかして違う形の利益を出さなければならなくなります。そこで、「農家が食べていけるという状況が約束されれば、環境問題に取り組むこともできる」という考え方を、市民や国民や地球の全ての人の共通の認識にしなければならないのではないかと思います。

そこまで考えていくと、世の中の大きな価値観の転換であり、この 20 年間ほど世界で行われてきた安全・安心を求める動きはそういうものです。それを農業分野でやるのが GAP です。FAO は、「持続的農業と地域振興の核になるのは GAPs である」といっています。まさにそのことだと思

のですが、そういうことを当事者、関係者全ての人達で共有できれば良いと思っています。

石谷：江口先生の講演の中でクリーニングクroppの話がありましたが、私がタイ東北部で経験した干ばつに耐えるサトウキビは、根が耕盤を破って地下水に達し水と肥料を得ていましたので、施肥を少なくすると根が地下深くまで入り、汚染した窒素を吸収してくれるのではないかと考えています。ソルガムは非常に成長の速い作物ですし、地下深くまで根を生やす品種を見つけて、窒素のクリーニングクroppにできないかということのを思った次第です。

それから、安曇野というところはデータを見ても非常に綺麗なところですが、それでも窒素の汚染があるということで驚きました。地下にどのくらい窒素が溜まっているのか、どうやったらそれを除くことができるのか、何年後くらいに汚染のピークが地下水に出てくるのか、そういったことがもっと早く解るようになると、同様の問題を持っている他の地域でも非常に役に立つ指標になるのではないかと考えて、大変期待をしています。

《会場からの質問に対するパネラーからの回答》

司会（山田）：ここからは、会場から頂いた質問に対して、パネラーの方々から回答して頂きます。先ず田上さんと石谷さんへ、

①EU では GAP を遵守することを前提にした農家への環境支払いが行われていますが、日本の政府内、農水省内では、そのような議論や動きがありますでしょうか。それがなければ、現実問題として日本でのGAPの推進は難しいと思います。

②GAPの推進について、GAP協会と農水省の関わりはあるのでしょうか。

③GAPの実現には環境政策と食品の流通・消費に関わる必要があるのではないかと感じています、という質問です。

田上：①EUの環境支払いへの移行は、農業の本質を捉えるという点では非常に良い補助金の支払いであると思いますが、汚染者負担の原則では、GAPを実施して当たり前、GAPを実施しない農家はダメだということで、補助金もどんどん減っています。そこで、次の努力項目（環境便益）に関しては、「政府が関与しても良い」というのが国際的な認識になっていますし、WTO上も環境保全に関わる補助金については「貿易障壁ではない」ということになっています。日本の農水省もそのところは十分承知し、検討に入っているでしょう。2010年にOECDから出された「環境問題に関するレポート」では「日本は補助金問題を解決すべきである」と厳しく指摘しています。

しかし、日本ではそれをGAPと言わないのです。役所の縦割りの問題だと思うのですが、農水省では、環境保全を扱う部署とGAPを扱う部署が別なので、GAPでは食品安全のついでに「環境保全も」と言っているだけなので、この点では国のありようが変わっていかないとなかなか難しいのかなと思っています。

②日本生産者GAP協会（FGAP協会）と農水省の関係ですが、FGAP協会は、ある種学術的な団体と考えています。もちろん研究ではなく、普及が目的ですが、普及することも学術ですから、そういう意味で、私達が出した資料については、農水省も大いに参考にして、様々ところで研究していただいております。ただ、以前私が創設したJGAP協会は、今は農水省の外郭団体と結びついているとも聞きます。一緒に何かをやろうということは今のところありません。



③環境政策と農産物流通は、共に重要であると思います。農業は世界中どこでもそうですが、環境政策がその国の農業を左右します。EU27 カ国の肥料の消費は 1991 年を境にガクッと減っていますが、まずは環境政策の効果です。だからといって政策で全てができるかということ、そんなことはありません。商品を購入する消費者にとっては、チェーンストアも中間流通も、生産者もサプライヤーなのです。ここの信頼関係ができなければなりません。そういう意味で、政策とビジネスはどっちがどれだけという数量の問題ではなくて、非常に密接に関わっており、それがうまくいかなければならないというのは同感です。

石谷：国際的な動きとして、アセアン（ASEAN）は、各国の National GAP を 2015 年に ASEANGAP に統一（同等性認証）し、農産物の貿易障壁をなくそうとしています。アセアンの場合には、環境保全よりも食品安全を優先させ、2012 年までには ASEANGAP の中の Food Safety Module について、各国の GAP との同等性を認証することになっています。アセアンの場合には殆どが National GAP であり、国が定めて、検査も殆ど全て国がやっています。農場認証の商業 GAP と本来あるべき農業を規定する「GAP 規範」の違いはありますが、国が前面に立って GAP を推進しているという意味では、日本は相当立ち遅れていると思われま。

山田：江口リーダーに、「脱窒状態を作り出すためには、湛水された水田や沼などでの環境が効果的であるという理解でよろしいでしょうか」という質問が来ています。

江口：湛水していない土壌よりも湛水してある方が脱窒しやすいことは間違いありません。水田に窒素濃度の高い水を入れて脱窒したいという場合に重要なことは、ただ水田の上に流して排水するよりは、表面排水しないようにして暗渠排水だけで排水するようにすると、脱窒効果はほぼ 100% になります。表面排水だけで脱窒しようとする、どうしてもすぐ流れてしまって、土壌表面での脱窒効率は地下水や土壌中に比べてやや低くなりますので、暗渠排水だけで排出するようにすると、速度は若干遅くなりますが、そちらの方が、ほぼ完璧に窒素を除去できます。

山田：田上理事長への質問です。「お茶においては、かつて平成 10 年頃にお茶の生産地域で硝酸態窒素が高くなったことをきっかけに、施肥改善の取組みを進めてきました。今は、施肥技術により相当対策が進んでいます。このような現状ですが、汚染対策に対する今後のアプローチはどのようなものが良いのかを教えてください」というものです。

田上：お茶については、これまで大分問題視されてきて、減肥されてきています。それでもまだ、静岡茶業試験場などのデータを見ると、10 アール当たり窒素 24 キロ程度あれば良いのに、「50 キロに抑えています」と言っている人もいます。そうすると、過剰施肥はまだ相当あるはずで、汚染は拡大しているという感じがします。しかし、硝酸汚染対策だけのために GAP を推進するのは無理だと思います。自分達の農業における肥料や農薬あるいは放射性物質などの挙動を知って、総合的な環境におけるリスクというものを認識していく、そういう認識に目覚めた人なら、必ず食品リスクに関しても、労働リスクに関しても、取り組んでいただけるのだらうと思います。ですから、これを GAP 推進の一つのきっかけにしてもらおうことであって、地下水の浄化だけのために GAP を推進するということではないと思います。

江口：静岡県だけではないのですが、お茶の施肥窒素量は昔に比べると半減以下と、かなり削減しておられると思います。その結果として、ここ 10 年くらい明らかに河川の窒素濃度が減ってきていることが分かってきており、取組みが実を結びつつあるのは間違いのないことです。施肥量をどこまで減らせるのかというのは、生産者とのかわりだと思えますが、今後もその方向で行っていただければ良いと思います。茶園を営んでいない周りの人達にとっても、それはインパクトのあ

る結果だと受け止めていますので、ぜひその方向で進めていただくのが良いと思っています。

田上：江口さんの今の話で、私がいつも思っていることですが、それがどのように評価されるかなんですね。今まで農業は、産地間競争という『農産物の品質』競争をやっていたわけですが、そうではなく、『農業そのものの品質』、このことを消費者に理解してもらえような GAP のありようを演出していくことも大切なことではないかと思えます。そういう意味では、減肥を実施して、問題とされていることがどう解決されたのかということをしっかり評価して、「その結果をどう生活者に知らせていくのか」ということが、これから非常に大切になります。理念だけではなく、実態を知ってもらうことによって、GAP の理解を深めるということも大事なんじゃないでしょうか。

山田：平瀬さんへの質問です。三つあります。

①地下水汚染の原因が農業だと公表された時、生産者の方々はどのような反応をされたのでしょうか。農業に原因があるから肥料を減らそうという取り組みをどうやって説明し、行動に移させたのか。取り組みを進めるための行政の支援策はどのようなものがあるのか。

②地下水の硝酸塩濃度が高いので、肥料をまく量を減らすよう要請しても、農家さんがすぐ理解して行動して下さったとは考えにくいのですが、どのように説明され施肥を減らされたのでしょうか。そのあたりの手法、プロセスを教えてください

③県、JA とどのような対応、対策をしたのかももう少し詳しくお話しいただきたい

平瀬：①生産者から農政課の方には特に反応は来てはいません。先ほどの発表でも示したように、果樹が 6、7 割と大きな原因を占めていることが分かったときに、農協さんを通じて、すでに肥料の削減ははじめられていました。現在では昭和 40 年年代に比べるとすでに半減しております。昔入れたものが今頃出て来るといような話は、聞いたことがあります。

②肥料を削減するための支援ということなのですが、この問題が出て来る前からすでに肥料の削減は進んでいました。実際にどうやって広めたかというのは、主に農協の方から作物ごとに毎年栽培指針書が出るので、農家さんの一人一人が理解している、していないに関わらず、大体それに沿って進めてきたということが削減の取り組みのプロセスとして挙げられるのではないかと思います。

あと、③県と JA のこれからの具体的な対策ということですが、安曇野市では、地下水の絶対的な量が減ってきているということから、その問題と併せた取り組みとして、転作田湛水というものがあります。安曇野は減反政策の中で、麦への転作が非常に多くなってきています。麦は 6 月中旬くらいに収穫となりますが、収穫が終わった 6 月末から、用水の水利権のある 8 月いっぱいまでの 2 ヶ月くらいの間、麦跡の水田で水を張っていただくということに取り組んでおり、その効果検証等も現在やっているような状態であります。今メインで行っているのはその麦跡の転作田湛水かなと思っています。

江口：私にいただいた前の質問で、脱窒により窒素を除去するには、表面排水ではなくて、暗渠から排水すると良いと話をさせていただきましたが、それは窒素濃度の高い水を田んぼに入れる場合であります。もしかしたら誤解されると困るかなということで補足しますと、今のお話のように、転作田でもともと畑状態であったところに湛水をして、その水自体は窒素濃度が高くなって、むしろ土壌中に窒素がたくさんあるという場合には、絶対に暗渠から排水しないほうが良いということです。その場合は、一気に溶脱して暗渠から高濃度の窒素が出てしまいますので、そういう場合は暗渠を取って、表面排水だけにとどめるということです。ちょっと誤解されると悪いので補足させてもらいました。

《まとめ、普及員や営農指導員の重要性》

山田：最後に私の方からも、普及関係の面から話をさせていただきます。今回のテーマになった地下水の硝酸塩汚染というのは、一軒の農家だけが何か対策をしたからよくなるということではないと思います。やはり地域内の全員の農家、産地全体での取組みが大きなポイントになるのではないかなと思っています。

この産地の指導に深く関わっている普及指導員やJAの営農指導員の役割がここで出て来ると思われます。すなわち、普及指導員は栽培技術の面で、また営農指導員では生産資材や販売の面で産地の農家を指導していく立場にあり、指導者自身が本来の農業の姿であるGAP規範に基づいて指導するということが大事ではないかなと思っています。

「日本GAP規範」では「作物の生育を確保するために必要となる養分量の範囲内では、必要最小量を供給することが重要です」と書かれており、余分な肥料の投入によって生じる環境への負荷を極力少なくすべきだということでもあります。そしてこの「日本GAP規範」に基づいた農場評価制度の評価基準では「窒素やリン酸の投与が過剰にならないよう養分管理計画が作られているか」という項目があります。これが評価の対象となっています。

従って、GAPによる産地の農場評価を、普及指導員とか営農指導員がしっかり指導することで、地域全体でGAPに取り組むことになって、それが地下水の汚染負荷を極力減らすということにつながるのではないかなと思っています。

以上、つたない司会でしたが、パネラーの方々の適切な回答によって理解が深められたのではないかなと思っています。これで総合討論を終了します。

《シンポジウム二日目のダイジェスト》

講演『日本のGAPの推進は何を目指すのか』 —推進のためのGAP認識と課題の整理— 田上 隆一 一般社団法人日本生産者GAP協会理事長

日本のGAP推進の現場では普及指導員の多くが、「簡単なチェックシートを作って農家の方々に配布しましたが、自分で見ても難しいものなので農家さんには無理だと思います。」「これまでのGAPの考え方では、農家は変わらないし、地域農業は何も変わらない。むしろ農家の反発の方が多かった。」と言っています。欧州では当然のように守られている環境保全と衛生管理の「GAP規範」ですが、日本に入ってくる過程でGAPの概念が矮小化され商業行為に偏ったための「誤解」と思われます。

EUのGAPは、持続的農業を推進する政策であり、その実践はクロス・コンプライアンスの対象です。社会的には、環境保全に努めるGAP実践の意味やその結果が納税者である国民（消費者）の理解に繋がり、個別所得補償が実現しています。そういう社会環境の中で、チェーンストアの農産物取引要件としての「農場認証制度（商業GAP）」に行政の「GAP規範」が採用されました。そして輸入する農産物にも要求しようと作られたのが、現在のGLOBALGAP認証制度です。

日本では、農産物の安全性を第一の目的とする「商業GAP」をGAPの標準と考えたことが「誤解」の始まりです。EUのGAP指導者は「GAP規範」と「農場認証制度（商業GAP）」を明確に区別しています。最近では商業GAPが貿易上の認証基準としても使用される傾向にあるので、農産物の輸出国では農業政策としても無関係ではありませんが、日本のGAP推進においては、商業GAPに拘泥されず、日本でGAPを実践する目的やその効果を明確にして取り組むことが必要です。

事例報告 『効果的な GAP 推進の取組み』 ＝地域版 GAP 規範・農場評価制度・GAP 指導者養成＝

『とやま GAP 規範とその推進＝規範策定の経過と GAP 指導者養成』

井上 勝義 富山県農林水産部農業技術課エコ農業推進係

富山県では、全国初の、GAP を推進するための条例である「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例」に基づき、平成 23 年 12 月に「富山県適正農業規範（とやま GAP 規範）」を策定し、24 年度から、県内農業者が「とやま GAP 規範」に則した GAP に取り組むことを本格的に推進しているところです。一方、これまで富山県では、「基礎 GAP」をベースとしたチェックシート主体の GAP を推進してきたことから、農業現場において、「チェックリストでチェックをすることが GAP の取組みである」といった誤った認識が浸透し、「とやま GAP 規範」に基づく GAP の取組みにおいても、「また新たなチェックリストを付けさせるのか」といった農業者等の誤解や、やらされ感が先行する状況でした。

このことから、「より良い農業の道しるべ」である「とやま GAP 規範」に基づく農業を推進するため、指導者やモデル農場の育成とともに、農業者等に GAP の概念を分かり易く伝える工夫をこらした啓発資料の作成など、総合的な GAP の推進を行っているところです。

『新潟県の GAP 推進と GAP 規範の策定』

阿部 渉 新潟県農林水産部農産園芸課生産環境係

新潟県では、消費者の「安全・安心」な農産物へのニーズに応え、県産農産物等への信頼性を確保するとともに、環境負荷軽減や労働安全にも配慮して、持続的な農業生産に資するため、JA や産地等での GAP の実践を推進しています。その結果、平成 23 年 12 月末現在で、水稻、園芸、きのこのこの 232 産地等で GAP が導入されています。これは一つの成果であります。現在導入されている GAP の多くは確認項目を絞った基礎的な取組みであり、「農産物の安全」や「環境の保全」「作業者の安全性」など、全てのリスクに対応したものとなっていないのが現状です。

このため当県では、GAP に対する農業者の一層の理解促進と、様々なリスクに対応できる取組みを着実に進めるため、GAP に取り組む意義や適切な実践方法を解説するとともに、農業者が遵守すべき国のガイドラインに対応する規範項目を明示した「新潟県 GAP 規範」を策定しました。

『長野県の GAP 指導者養成と GAP 規範作成、その成果と今後の取組み』

百瀬 文貴 長野県農政部農業技術課環境農業係

都道府県や JA などが独自の GAP 評価規準を作って GAP 推進を図ろうという傾向がありますが、肝心の具体的な改善や取組み方法について生産者や産地グループに任せていたのでは結果がバラバラになってしまいます。長野県農業が GAP（適正農業管理）になるためには、農業管理のポイントを絞り込んで活用し、現場をステップアップしながら推進して行くことが必要です。



そのためには GAP の指導者が欠かせません。平成 21 年度から 24 年度まで「GAP 指導者養成講座」を開催してきました。個々の農場だけではなく、集出荷場のリスクアセスメントも修得し、さらに JA などの生産部会を指導できるよう「GAP 監査指導者養成講座」も開催し、人づくりから進めてきました。

事例報告 『GAP 指導者養成の効果的方法とその成果』

『栃木県の GAP 指導者養成と GAP における放射性物質対策』

菊地 祥康 栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当

栃木県は、農業を行う上で恵まれた地理的条件や気象条件等に加え、農業者の優れた技術力、高い経営力に支えられ、首都圏への食料供給基地として発展してきました。その一方で、生産性向上を重視した農業に取り組んできた結果、農薬や肥料等の不適正使用、使用済み生産資材の不適切処理、農作業事故等の問題が発生しており、また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の降下を受け、放射性物質に対する徹底した対策が必要となっています。

県では、持続的な農業を実現させ、県産農産物に対する消費者等の信頼を確保するため、先ず普及指導員を GAP の専門的指導者として教育養成しました。また「栃木県 GAP 規範」と「栃木県 GAP 実践ガイド」を作成し、それらに基づく GAP の実践を様々な取組みにより推進しています。

『静岡県 GAP 指導者養成講座の開催と JA の取組み』

坂口 良介 静岡県農業協同組合中央会 農政営農部

静岡県では、農業の生産段階における安全な管理システムが達成できているかを評価し認証する「しずおか農水産物認証制度」を実施しています。GAP（適正農業管理）のうち、食品安全に重きを置いた消費者向けの認証制度で、現在 60 件の農産物が認証されています。また、静岡県・茶業会議所・JA 静岡経済連で運営する「T-GAP 推進協議会」が承認する静岡県独自のお茶の GAP 制度があります。こちらは、いわゆる農産物保証制度ではありませんが、県下荒茶製造茶工場 262 工場が T-GAP 認証を取得しています。こういった背景もあり、毎年「GAP 指導者養成講座」を開催し、平成 21 年度から 24 年度までに、普及関係者 30 人、JA 営農指導員 34 人が受講し、現場で活躍しています。

『山形県 JA 金山の GAP 指導者養成と GLOBALGAP グループ（27 農場）認証の取得』

河合 克行 株式会社アスク 代表取締役

山形県 JA 金山酒米研究会は、生産者と関係者が一丸となり、ほぼ一年がかりで「GLOBALGAP 認証オプション 2（グループ認証）」を取得しました。富山県の大手酒造メーカー「立山酒造」が、JA 金山並びに JA 金山酒米研究会と農商工連携の一環で取組んだものです。

（株）AGIC の GAP 指導は、個々の生産者の現状に即した具体的な指導であるため、生産者の理解を得るにはさほど時間は掛かりませんでした。生産者の慣習化された営農活動の日常を、「GAP（適切な管理）」という視点で顧みると、苦笑いをしながらも「改めなければならない課題」が多いことに気づき、27 人の生産者メンバーは、自らの農場の問題点と改善活動を通して、「GAP の目的とその意義」を認識するようになってきました。

総合討論 『GAP に取り組む意味と効果的な GAP 推進手法』

取りまとめ 田上 隆一

GAP シンポジウム 2 日目の締括りとして、「効果的な GAP 推進の取組み」について事例報告を戴いた富山県の井上勝義さん、新潟県の阿部渉さん、長野県の百瀬文貴さん、栃木県の菊地祥康さん

ん、静岡県の坂口良介さん（補足説明で伊丹雅治さん）、山形県の河合克行さんに、事例報告の内容の追加説明とセミナー受講者からの質問への回答を中心に討論していただきました。討論の座長と取纏めは田上（日本生産者 GAP 協会理事長）です。

《各パネラー事例発表の追加発言》

阿部：事例の報告で触れなかった「GAP 規範」の策定の経過についてお話しておきたいと思います。規範の策定は新潟県が単独で行うのではなく、農協組織との連携の下に行いました。栃木県や群馬県などの先進県の調査やその指導組織の日本生産者 GAP 協会の訪問なども、JA グループの担当者と共に進め、互いに情報を共有しながら「日本 GAP 規範」に倣った規範の方向づけを行いました。規範の作成に当たっては、県内に設置されている「環境保全型農業推進協議会」の中で、農業団体や消費者団体の参加を得て、具体的な内容を検討してきました。



百瀬：長野県ではこれまで3年間に亘って GAP 担当の普及指導員を対象に「GAP 指導者養成講座」を開いてきました。また、JA グループでは営農指導の安全安心担当者を中心に、同じ研修会を実施してきました。しかし、「GAP 指導者養成講座」に出ていない人達が GAP を十分に理解していないことが GAP 推進上不都合であることが分かりました。そのため、今後は全ての普及指導員に GAP を学んで貰おうと考えています。専門技術員を GAP の上級指導者とし、「長野県 GAP 規範」を活用して、GAP の意義や GAP の意味について農業関係者全体の周知を図りたいと考えています。JA でも一部の関係者だけではなく基本的には営農指導を担当する全ての職員に GAP 指導者としての素養を持って貰えるように「GAP 指導者養成」を位置付けていきたいと考えています。

菊地：私は、「GAP 普及」と共に「放射性物質吸収抑制対策」と「エコ農業とちぎ推進」の3業務を担当しています。「エコ農業」は、栃木県農政の重点政策の一つでもあります。従来からの環境保全対策に加えて、地球温暖化 CO₂ の削減、生物多様性の維持、食品の安全性と信頼性の確保、を組み合わせる総合的に取り組む農業対策です。午前中の田上理事長の講演で、「農産物の品質から農業の品質向上へ」という話がありましたが、正にその通りで、私の業務でも GAP とエコ農業を統合化した形で取り組みたいと考えています。

坂口：先程の事例報告では、GAP を単に「安全・安心」の視点だけではなく取り組んで行くということで締めくくりましたが、実際に GAP を推進する担当者としては、どのように進めるのか苦勞が多いところです。「しずおか認証」や「T-GAP」などもあり、GAP の考え方は分かるのですが、生産現場での実践的な推進方法を作らなければならないと思っています。具体的には指導の手法やそのための道具としての手段など、効果的なやり方について、各県の皆様と情報共有しながら進めていければと考えております。

伊丹：JA 三島函南の伊丹です。静岡県の GAP 指導者養成講座で初めて GAP について知りました。営農指導員で、主に6次産業や地域農業のブランド化などに取り組んでいます。当初 GAP に関心を持ったのは、農産物に付加価値を付けるものという認識からでした。しかし、講座で田上先生の指導を受けて、これまでの営農指導の間違いに気付き、考え方がすっかり変わりました。良いものを沢山作って儲けるという前に、「本来の農業の姿になっているのか」を確認しなければならないことの大切さを認識しました。自分でも農業をやっているとして、田上先生のような農家レスト

ランも目指していますが、自分の農業経営も含めて JA の営農指導のあり方を GAP の視点で考えて行きたいと考えるようになっていきます。

河合：今日の皆さんの事例発表を聞いた感想も含めてお話しします。GAP は、農業がどうあるべきかを意識してその実現に取り組むことですから「GAP 規範」がとても大切であることを再認識しました。そして、次に大切なことは、GAP の実現に向けて次の一歩をどう踏み出すか、当事者である農家の理解をどうやって導き出すかであると思いました。私の場合は、コメの買手側が何を求めているのかを農家に伝えることで、農家が GAP に取り組むエネルギーを持つことを支援してきました。元気が無くなっている現在の農家に GAP という手段で消費者の希望を伝えることが必要なのだと思っています。

ただ、GAP を農家だけに期待していたのでは難しいと思います。農家の元気がないことの原因には、グローバル化した農業経済やそれに対する農業政策などの問題があります。したがって、農業に関係するあらゆる部門、あらゆる人達が GAP の真の意味や意義を理解し、日本の農業がどこに行くべきかを指し示すことで、農家がエネルギーを発揮できるように支援して行くことが必要になっていると思います。この点に関しては田上さんにお聞きしたいと思います。

司会 (田上)：河合さんが支援した JA 金山の水稲農家は、酒米の売り先である酒造会社との契約で、地域で一丸となって農家が持てるエネルギーを燃やして GLOBALGAP の団体認証を取得した訳ですが、このような環境は日本のどこの産地でも実現できる訳ではないと思います。

日本は 1970 年から減反政策になりましたが、1973 年の世界的な食糧危機で EU は農産物の増産に舵を切りました。その結果、1980 年には余剰農産物を輸出することになり、アメリカの農業補助金による穀物輸出とのダンピング合戦になり、世界の農産物市場を大きく歪めることとなりました。これを解消するためにガット・ウルグアイラウンド農業交渉が 1986 年に開始され、1993 年の交渉妥結では、生産刺激的な農業政策を削減する基本ルールが出来上がりました。

EU では 1991 年に「硝酸指令」が発令され、1992 年のマクシャリー改革で「農産物価格支持政策」から「農業環境政策」に大転換し、農家への補助金は「環境支払・直接支払」を中心にしたことが、ガット・ウルグアイラウンド農業交渉への対応策です。そして、クロス・コンプライアンスで「GAP 規範」の遵守が条件となっているのです。今や欧州の GAP 規範は「商業 GAP 認証制度」を通して世界標準になろうとしている訳ですが、商業 GAP ばかりではなく、FAO が定義しているように「GAP は持続的農業と地域振興に寄与するものでなければならない」という GAP の意義を共通の理解にして行くことも大切なことだと思います。

《会場からの質問に対するパネラーからの回答》

質問：各県の「GAP 規範」に関して普及員はどのような対応をしているのですか？GAP 担当が、安全・安心課、流通課、技術課、環境保全対策課、エコ推進室など多様ですが、GAP の内容は、横断的・総合的です。これらをどのように調整されたのか。苦勞のポイントは何でしたか。さらに生産指導の現場で規範を活用するに当たって、どうやって理解してもらったのでしょうか。GAP 規範を作成する際の苦勞、作ってからの苦勞などについて 4 県の方々にお願いします。

井上：農家も普及員も「GAP はやらされる」という思いが多く、それを変えるところからのスタートでした。実際に県の関係者自体が、「また、農家に何させるのよ」という感覚でした。そのため最初に、一昨年、田上先生に来ていただいて、その意識改革をしていただきました。その結果、

一応、聞いた直後は、皆さんは「目からウロコ」であり、「あっ！GAPは正に普及指導の一環だ」という認識を持たれたのですが、いざ、農家の方に行くとそれを伝えることができないのです。これまでの普及は生産技術の指導が中心であり、農家の全体を見るとという訓練がされていなかったのが実態でした。この点につきましては、今後の課題として普及員の農場評価トレーニングを計画して行きたいと考えています。

他の部門との連携についてですが、富山県では「GAP 規範」の作成を進める中で、これまでバラバラだった担当組織を機構改革しています。普及指導の担当課の中にエコ農業指導係ができて、その結果、普及員との連携が比較的取り易くなったのではないかと考えています。ただ、残念ながら、「食の安全」関係が別の課にありまして、一本化できていません。現状では責任の押し付け合いがあるのかもしれないので、ここの連携を考えながら推進したいと考えています。

阿部：私は農産園芸課に所属していて GAP を推進する担当課になっています。別に経営普及課というのがありまして、平成 22 年から、経営体の体質強化を図る対策として JGAP 認証に取り組んできました。しかし、田上先生から GAP のご指導を得てからは、GAP の推進には GAP 規範が必要と考えて、今回の取組みになった訳です。GAP 規範の策定に当たっては、現場で GAP の指導に取り組む普及指導員の参加を得ています。今後の GAP の普及についても普及の部門を通じて進めていきたいと考えています。

百瀬：GAP 規範は、県の専門技術員が中心になって策定してきました。病虫害担当者が 1 人、土壌肥料担当者が 1 人、他に品目ごとに専門技術員がいて、各項目を担当しました。病虫害担当と土壌肥料担当が、農業環境問題を中心に当たりました。専門技術員だけでは解決できないところもあり、それらは農業試験場や環境部署などの専門家に当たって情報を得ながら GAP 規範を作成してきました。

今後の GAP の推進については、GAP 担当の部署から強く依頼をして、専門技術員を GAP 上級指導者として継続的な教育活動を推進していく計画になりました。これまでは、私が所属する行政部門が、普及員を対象とした GAP 指導者養成研修会を実施してきましたが、今後は、専門技術員による普及部門内の制度的な教育活動になります。専門技術員による普及員の指導、普及員による JA などを通じた生産現場の指導という体制を作ります。

菊地：GAP 規範の利用が広域的に進んでいる訳ではありませんが、部会によっては、技術講習会の際にテーマを決めて、該当する規範項目の勉強会をしています。

栃木県では、もともと農政部の生産振興課が GAP 推進を担当していましたが、途中から普及指導を担当する私どもの経営技術課に担当部署が移りました。したがって、農場巡回などは、県内に 7 ヶ所の事務所がある普及部門で、それぞれの普及計画が立てられ GAP の推進が行われています。

農政部門以外では、他に栃木県には「食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」があり、検討会議が設けられています。その中で、他部門の食品安全部門、衛生部門などと一緒に取り組んでいるのですが、GAP という文字が出てくると、「これは農政部だよな」ということになり、実際には連携が取れているとは言えない状態です。

質問：GAP 規範を持って GAP 推進に取り組んでいる各県では、生産部会などの農場点検を行っているのですか、やっている場合にはどのようなやり方なのですか、また、点検の結果、GAP 規範の遵守度合いはどうですか？

井上：普及員がモデル農家を決めて点検を行っている段階であり、部会単位では取り組んでいま

せん。JAにもモデル的な取組みを要請していますが、2013年度からは、産地単位のモデルを対象に農場評価と改善指導を始める計画です。

阿部：昨年12月にGAP規範ができたばかりですので、農場点検の実績はありません。当面は、栃木県や長野県などに倣って指導者を育て行こうと考えています。農場評価員による農場点検が必須ではありますが、評価員が育つまでの間にどうするかは、しばらく農家による自己点検で取り組んでもらいたいと思って「農場評価表」とその「評価ガイド」を作成しました。

百瀬：JA 担当者と普及指導員と一緒に研修をしてきましたので、研修で指定したモデル農場の農場評価でGAP指導者として「農場評価」の技量を付けてきたという段階です。「日本GAP規範に基づく農場評価」の「評価証」を渡したのは3件だけです。今後は指導員の農場評価能力を高めるとともに、評価員を増やして農場評価の体制を作っていかなければならないと考えています。

きのこの産地では、モデル農家を育成する計画の下に、グループとしての取組みを推進し、農場評価やその結果の改善点の指摘などを3年間実践してきました。この成果を次年度から他の地域、部会に展開して行く計画になっています。

菊地：栃木県では初めにターゲットの産地から農場点検の合意を得る作業から始めます。合意ができた部会では、GAP講習会を実施して、その中から抽出した農家の農場評価を行います。当該部会では毎年、抽出農家を変えながら、数年で全農家の点検ができるようなGAP管理制度を推進しています。農場評価の初めは、GAP指導者養成講座を受講した普及指導員が、管内JAの営農指導と一緒に実施していますが、今後はJA独自でできるように、JA営農指導員が農場評価員の資質を持てるよう研修計画を立てています。

質問：県ではGAP実施産地を公表しているところがありますが、GAP実施のカウントはどうしていますか？ 政策評価としてのGAP実施の表現はどうなっていますか？公式、非公式を含めて教えてください。

井上：国に対しては、記述されたチェックシートの数でGAP実践の実績になります。しかし、富山県の条例では、全ての生産者がGAP実践をしなければならないので、段階的な取組みを検討しなければならないと考えています。検討中です。

阿部：これまでに発表していた新潟県のGAP実績が6産地というのはGAP規範ができる以前の評価で、チェックシートを実施したというのをカウントしていました。今後は、GAP規範に基づく指導がなされたかどうかでカウントして行くことになると思います。

百瀬：これまでは、国の交付金の関係でチェックシートを回収した件数でカウントしてきました。その数では長野県の主要な産地では8割がGAPを実施しているという実績になっています。次の5年計画では、JAのGAP指導体制を立て直して行きます。その新たな実践をどうカウントして行くかは決まっていません。カウントというよりは、農場評価の結果をどのように活用し、改善がなされたかを確認して行くようなことになるのではないかと思います。広義では汚染事故の発生件数の減少をGAP推進の成果とするという考え方がありますが、まだ検討はしていません。GAP推進担当者の会議では、「日本生産者GAP協会の『日本GAP規範に基づく農場評価』で、第三者または組織内で点検し、評価表を元に農場改善が行われ、改善報告書が提出されたものを「GAPが実施された」とカウントすべきではないか」という意見が出ています。全ての農家で実施するためには評価員（普及員や営農指導員）に限りがあるために、組織的にどう推進するかは今後の対応になります。

菊地：栃木県では、資料では「平成 23 年に 130 を超える組織が GAP を実践している」と報告していますが、ここでは、部会の合意形成ができているところをカウントしています。最終的に農場点検を実施したところは、そのうちの約半数の組織です。

坂口：「しずおか認証」を実施してまして、1080 ヶ所の経営体が GAP 導入となっていますが、しずおか認証は食品安全の部分のみが認証の対象ですので、「GAP が実践されているか」という問題は残ります。

司会（田上）：GAP の推進では、指導者を養成し、指導者が農家を巡回し、農場評価を行うことが必要です。その評価の結果に基づいて、それぞれの農家に対する具体的な指導が行われ、GAP のスタートが切られたということになるものと思います。その結果、農家は法令や科学に基づき、また予防原則に基づいた農場管理を確立した時が GAP 実践ということになります。GAP の普及で大切なことは、農家やその産地の改善につながったかどうかの確認です。その意味では、組織や産地全体で PDCA の管理サイクルが繰り返され、農業の質が上がって初めて GAP の成果といえるのだらうと思います。

GAP の成果を測るもう一つの視点として、農場の客観的な評価とその評価のための指標が必要になります。これまで、「〇〇県は毎年〇〇人が農作業中に死亡していたけれど、GAP の実施後は、〇〇人まで減少しましたね」とか、「農薬残留事故や異物混入事故が GAP の指導でこれだけ減少しましたね」とか、また、「硝酸塩による地下水汚染など農業由来の環境汚染が GAP の実践後は減少しましたね」というようなことや、または、「投与された余剰な窒素肥料が、産地ごとにこれだけ減少したという計算ができました」というようなことが、実際的な GAP 実践のカウントになるのではないかと思います。その意味では、今回のシンポジウムで事例発表をさせていただいた 6 つの県では、極めて先進的な取組みをしているのですが、GAP の推進はその緒についたばかりであると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

質問：山形県の JA 金山の GLOBALGAP 認証に至る過程で、普及指導員の関わりがありましたか？ また、酒米以外の認証取得の事例はあるのでしょうか？

河合：JA 金山を管轄する普及所の GAP に関する高い関心と指導方針の下に、町行政や JA、農業関係団体など、地域一丸となって取り組んできました。そうは言っても、地域農業全般に関する問題として、あるいは JA の上部団体も含めた組織的展開などではなく、酒米の GAP 認証に限ったピンポイントの取組みでしかありませんでした。

認証品目は酒米だけではなく、27 名の農場で生産する全てのコメです。他に北海道の JA とうや湖で 16 名の野菜農家が GLOBALGAP 認証を取得しています。私どもの取組みについては、他の食品関連の企業からの問合せもありました。その多くが、生産、加工、製造、販売にいたる一連の流れの中で GAP の重要性を強く認識しているようですが、商品の差別化などの取扱商品に付加価値を付けるという意味での関心ばかりでした。

質問：農家に GAP を理解してもらう方法について教えてください。

河合：私の立場では、農業全般に亘った GAP の取組みではなく、コメの取扱事業者としての範囲で GAP を理解し、生産者に要求して行くことだろうと考えています。

今回の実際の取組みで、「余計なことをやらされた」とか「無駄だった」とかという意見は一切ありません。むしろ、GAP 認証を取得したことで、農家の結束ができたと思います。夜の会合も

出席率が高く、熱心に勉強しているのは、関心が高い表れだと思います。自分を客観視し、自分のためになっているということをよく理解しているのだらうと思います。高齢者だからと言って、それは変わりません。

伊丹：60歳を超えた生産者部会のリーダーが、「GAPが必要なのは分かるが、ようやくやっている現状の農業では難しいよ」と発言していたのですが、私は、「『飲酒運転が悪いのは分かっているが、現状ではなかなか禁止が難しいよ』という理屈は通らないでしょう」と説得しました。企業にとってコンプライアンスは重要であり、「農業だって同じ」です。「制度としてGAPはやっていかなければならないのです」と説得しています。30歳代の農業者はよく理解しているようなので、まずはやれる人から推進してGAPを広げていきたいと思います。

司会（田上）：各県のGAP規範ができてきましたが、GAPが問われるのはこれからだと思います。「農家が良くなったか」、「産地が良くなったか」、「地域振興につながったか」などがGAPの成果です。政府の補助金政策がない、また、買手側からの要請がない日本の現況では、GAPの普及はなかなか進まないのが実態のようです。

JA金山では、メンバーである農家自身が農場巡回を行っています。生産者の中からGAP推進員を選出して、その人達は積極的に自分の農場の改善を行いました。その上でGAP推進員はグループ農家を巡回して指導的役割を果たしたのです。これを継続的な農場監査制度にして、毎年お互いに問題点の指摘と改善に励んでいます。こういう環境が整ったことによって、GAPに取り組まないとカッコ悪いというムードが出来上がっているようです。

他のことでもそうですが、GAPの推進においても「出来るか、出来ないか」で悩むのではなく、「どうすれば出来るか」を考えて行くことが大切です。発表者と参加者のさらなる発展を祈念して総合討論を終了します。

県版「適正農業規範」続々登場

欧州では当たり前になっている『GAP規範』（Code of Good Agricultural Practice）が、日本でも普及する兆しが見えてきました。（一社）日本生産者GAP協会の「日本GAP規範Ver.1.0」（2011.5）に倣って、2013年3月までの2年間に6つの県で『県版GAP規範』が策定され、それぞれ本格的なGAPの普及事業が始まっています。

GAP規範は、適正農業管理（GAP）を行う上での理念やその根拠となるものを記述したもので、法令や科学などに基づく適切な農業生産の在り方の基本的な考え方と、そのための適切な行為を具体的に示したものです。EUでは加盟各国および各地方政府が、持続的農業生産システムの実践のために策定しているもので、「農業生産者が守るべき基本的なルール」と言われています。

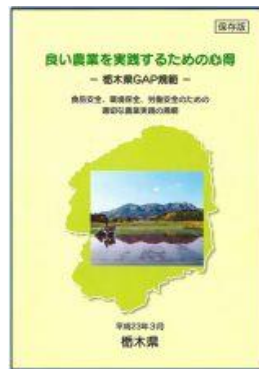
このような欧州のGAP（適正農業管理）に学び、その思想を日本の地勢や気候・風土などとともに、そこから生まれた法律・規則、慣行などに合うように取り込み、崩壊しつつある農業の倫理観を回復するための指針とし、結果に責任を負う責任倫理として作られたのが「日本GAP規範」です。

栃木県では、いち早く「日本適正農業規範（未定稿）」（日本生産者GAP協会2010.10）を参考

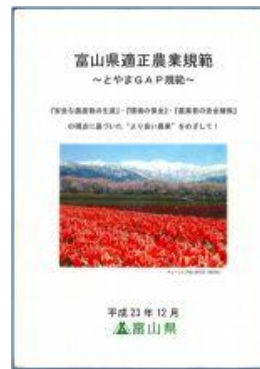


にして「良い農業を実践するための心得—栃木県 GAP 規範—」を 2011 年 3 月に発行しました。

2010 年 12 月に「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例」を交付した富山県は、「日本 GAP 規範 Ver.1.0」(日本生産者 GAP 協会)と栃木県の策定事例に学び、より良い農業を目指す「富山県適正農業規範」を 2011 年 12 月に発行しました。



栃木県 GAP 規範



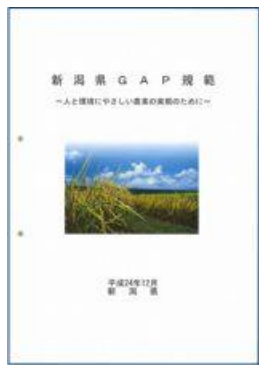
富山県 GAP 規範



福井県 GAP 規範

2012 年 3 月には福井県が「環境と食を次の世代に繋げるための安全・安心な農業実践ガイド」として、より実用的な規範を発行しました。

これら 3 県の GAP 規範の登場で「県版 GAP 規範」の編集フォームが形づくられたようです。先行する県の GAP 規範に続いて 2012 年 12 月に新潟県が、「新潟県 GAP 規範—人と環境にやさしい農業の実現のために—」を発行しました。



新潟県 GAP 規範



長野県 GAP 規範



島根県 GAP 規範

2013 年 2 月には長野県が「長野県適正農業規範—持続的な農業生産に向けた食品安全、環境保全、労働安全のための指針—」を発行しました。

また、2009 年から「美味(おい)しまね認証制度」を運用している島根県では、認証基準を満たすための手引き書として「美味しまね認証制度の GAP 規範」を 2013 年 3 月に発行しました。

行政や取引相手に「適切な農業 (GAP) をして下さい」と言われても、農家自身が「①何が問題なのか」「②なぜ問題なのか」「③どうすれば良いのか」が、分からなければ具体的な「カイゼン」のしようもありません。GAP 規範は、①②③の回答を示す農家必携の書です。そして、GAP 規範は、農家に GAP の指導を行うべき普及指導員と営農指導員らのバイブルになっています。各県の GAP 規範は、農林水産省が発行している「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」の範囲を包含し、その上で、ガイドラインが要求する規準を満たすために、それぞれの県では何をすべきかについて具体的に記述されています。

GAP 規範を策定した 6 県に共通する点は、それぞれの農業普及指導員が、(一社)日本生産者 GAP 協会による「GAP 指導者養成講座」で GAP について学んでいることです。事業企画の担当者だけではなく、実際に農家と接して実践指導をする当事者が、「なぜ GAP なのか」「GAP とは何か」を理解し、そのために「何をすべきか」を考えた結果から、県版 GAP 規範の策定になったものと思います。ますますの発展を期待します。

(事務局)

都道府県で行われる「GAP 指導者養成講座」

県版「適正農業規範」を作成し、本格的な GAP の普及事業を開始している 6 県で開催されている「GAP 指導者養成講座」は、それぞれの都道府県が主催する GAP 研修会ですが、その企画・講師・運営を（一社）日本生産者 GAP 協会が関わって実施しています。この講座は、2008 年度にスタートし、2012 年度末時点において全国 23 府県で開催され、普及指導員および営農指導員を中心に合計で 1,500 名余の修了者を輩出してまいりました。

以下に標準的な 3 日間コースのプログラムを示します。本講座は、「日本 GAP 規範」と「農場評価制度」について学ぶとともに、「農場評価」の判定作業を体験することで、GAP 指導者としての技量を高めることを目標としています。農場評価実習では、実際に農場に赴き、“自分の目と耳”で事実を拾い上げ、その情報を元に農場の問題点を探し、課題を掘り下げ、具体的な対応策を考えます。また、受講者による評価の違いや判定レベルのずれ、対応策や指導内容の相違などに関して、専門家同士で徹底討論することで GAP 指導者としてのレベルアップを図ります。受講者の声は、GAP 普及ニュース第 30 号 6 頁『「GAP 指導者養成講座」普及指導員ら 1,500 名修了』をご参照下さい。（事務局）

1 日目	
講義：GAP 概論 1 「GAP の意味」	GAP を正しく理解する。
講義：GAP 概論 2 「農場評価」	農場評価の意義と内容を学ぶ。
演習：農場リスク発見（個人）	事例写真の「どこが」「なぜ」「どの程度」問題なのか、リスクを発見するトレーニングをする。
演習：農場評価の模擬演習（2 人）	農場評価の現地調査コメントを題材に、項目ごとのリスクレベルの判定を行う。2 人合議で行う。
解説：評価結果の解説	演習の評価結果のバラつきとその標準化について解説し、リスク評価の目揃いを行う。
2 日目	
実習：農場評価の実習（個人）	実際の農場の現場に赴き農場評価を行い、評価報告書を作成する。
解説：評価結果の解説	実習の評価結果のバラつきとその標準化について解説する。
演習：ディスカッション（グループ）	農場での調査内容をグループで討議し、合議で再度リスクレベルの判定を行う。
3 日目	
演習：ディスカッション（グループ間）	グループ間の判定結果の相違についてグループ間で討議し、合議により再度リスクレベルの最終判定を行う。
講義：組織で取組む GAP	グループ・産地としての GAP 推進について学ぶ。
演習：GAP 推進ロードマップの作成（グループ）	モデル産地の GAP 推進ロードマップを作成する。
総括	まとめ・修了レポート

園芸王国『高知』の挑戦・・・ハウス燃油の流出防げ！

高知県農業振興部産地・流通支援課 課長補佐 岡林俊宏

高知県は、冬場の温暖な気候と豊富な日照量を生かして、古くからビニールハウスを利用した野菜・花き・果樹などの園芸農業が盛んです。県の農業産出額に占める園芸品の割合は 75%と極めて高く、本県の農業にとって、先人達が築き上げてきたこの園芸農業を、これから先も持続していくことは大きな課題です。

ビニールハウス栽培は、露地では栽培が不可能な冬場を中心に園芸品の収穫を目的としているため、その多くは海沿いの無霜地帯で発展し産地化されてきました。ナスなどの比較的低温にも強い作物では、加温設備を備えず、フィルムを展帳しただけの無加温ハウスもありますが、ピーマンやシシトウなどの高温性の作物を栽培している農家は、加温設備が必須となっています。平成 19 年以降、燃油の高騰が続いており、その煽りは園芸農家の経営を直撃しています。そのため産地では、様々な省エネルギー対策や、ヒートポンプ、木質バイオマスなどを利用した重油代替の加温設備の普及が急速に進みつつあります。しかしながら、多くの農家の加温設備は、まだまだ重油ボイラーが主となっています。

そのような状況の中で、東日本大震災の時には、宮城県気仙沼市などではコンビナートや漁業用タンクの重油が火災の被害を拡大させました。園芸農業が盛んな本県において、ビニールハウスは津波被害が想定される沿岸部に多く、近い将来、南海トラフ巨大地震が発生した場合、同様の被害が拡大することが危惧されます。特に、住宅地や避難指定場所の近くにハウスがあり、ボイラー用の燃料タンクが設置されている場合、一般の住民の方々から『もし、地震の揺れや津波でタンクが倒壊した場合、流出した重油による火災が問題となるので、何とか対策はできないものか』という声をいただいたり、農家の方からも『自分たちが加害者になってしまう可能性もある』という不安の声もあがったりしていました。

県では、これまでも、台風などの自然災害や何らかのトラブルにより、燃料用のタンクから燃料が流出した場合、農地の汚染や水系への影響などのリスクとその対策の必要性について認識していました。そこで、環境 ISO14001 や県版 GAP に取り組む中で、危機対応マニュアルの作成や現地検討会の時に緊急時の訓練を実施する等、農家の意識啓発に取り組むと共に、防油堤や土嚢の配備などの対策を推進してきました。しかしながら、南海トラフ巨大地震の揺れや津波を想定した取組みまでには至っていませんでした。

そこで県では、平成 24 年度に補正予算を組み、まず県内全域の農業用ハウスに設置されている全ての燃料タンクの設置場所、数、設置状況等の実態を把握するための調査を実施しました。調査は、県内の農地情報をもっている「水土里ネット高知」に委託し、その膨大な数の一つ一つの燃料タンクの悉

表 1 高知県内の農業用燃料タンクの実態

(タンク数)

浸水域外にあるタンク合計	4,888
浸水域にあるタンク合計	4,425
(浸水予想 1.0m未満にあるタンク数)	411
(2.0m未満)	552
(5.0m未満)	1,729
(5.0m以上)	1,733
県内の全農業用燃料タンク数	9,313

皆調査には、永年、県の農業改良普及指導員として産地の技術指導等に携わってきた職員の OB4 名が、活躍して下さいました。GPS 機能付きのデジタルカメラを活用して、正確な位置情報を把握し、それを H24 年 12 月に県が公表した 10m メッシュの津波浸水予測図に落とし込んで整理しました。

その結果、県内には、JA が供給している燃料タンクと、地元の燃料店が供給している燃料タンク合わせて 9,313 基の園芸用燃料タンクがあり、そのうちの 4,425 基が浸水域にあるという実態が明らかとなりました（表 1）。

では、農家は、どのようにして巨大地震の揺れや津波に対する対策をしたら良いのか。関係団体とも協議をする中で、一つの案が出てきました。

燃油タンクには、燃料の出し入れや内部の清掃のためのフタや、残量を確認するための穴等の幾つかの開口部があります。燃料の流出防止には、それらの開口部を全てふさぐ必要があります。

そこで、県では、県工業会などの協力を得て、燃料タンク 2,500 基の製造実績がある県内企業に補助金を支出し、H24 の 9 月から新しいタンクの開発に取り組みました。新しいタンクでは、タンクそのものが津波で流出してもフタが空かない工夫や、重油の供給口や通気口は、震度 5 以上の揺れで自動的に閉まる電磁弁を設置すると共に、本体の鉄板も従来よりも厚くし、電磁弁用のバッテリーも備えた試作基が完成しました（参考図参照）。

参考) 南海トラフ巨大地震に備えた高知県の農業用燃料タンクについて

現在の燃料タンク



通気口兼給油口(上蓋)

残量確認口

供給口

開口部が給油口、通気口、残量確認口、供給口の4カ所あります。しかし、緊急遮断弁がなく、転倒による重油の流出が懸念されています。

流出防止装置付き燃料タンク



電磁弁(通気口)

タンクの制御板内に設置した感震装置が震度5以上の揺れを感知すると弁が閉じる電磁弁を採用(緊急遮断弁)

電磁弁(供給口)

制御板(バッテリー)
電源:ソーラーパネル
又はリチウム電池

開口部の供給口と通気口には緊急遮断弁を設置
残量確認口は強化ガラスをゲージでカバーする
供給口は、パッキンを装着する等、流出防止対策を施しました。

残量確認ゲージ

ただ、この新しいタンクは1基設置するのに60万円ほどかかり、従来品の約6倍ものコストがかかってしまいます。このため、まずは、今年度から県のレンタルハウス整備事業で整備する予定のハウスについて、市町村および事業主体であるJAの協力を得て、この新タンクを備えてもらい、県内各地にモデル的に設置していくこととしています。

また、県としては、燃油の流出は住民の命にかかわり、被災後の農業の復興にも大きな影響を及ぼすことから、浸水域にある燃油タンクを新しいタンクに転換していく必要があると考えています。そこで、燃料タンクを新しいタンクに転換していくための支援策の創設について、政府にも要望していくことにしています。

(一社)日本生産者GAP協会の田上理事長は、Good Agricultural Practiceの原則は「リスク認識とリスク評価に基づく予防対策を徹底していくことだ」と説かれています。

GAPの普及が、チェックシートの配布とチェックの普及に留まるのではなく、一戸一戸の農家が実践し、産地全体できちんと取り組んで普及していくためには、個々の農家の努力だけではできない部分も多くあるのではないかと思います。この燃油タンクの危機管理などは、まさに農家一人の努力では、解決できるものではありません。農業を、これからも生業として継続していくためには、行政や農業団体等、産地を取り巻く関係者全体が力を合わせて、将来のために何をしなければならぬかを本気で考え、実践していくことが重要だと考えています。

2013年度GAPシンポジウムのご案内

《25周年記念》食・農・環境の情報ネットワーク全国大会（農業情報学会）

- 課題：日本農業の新たなステージ（仮題）
—持続的農業・現場のスマートな取組み—
- 日時：2013年11月中下旬～12月初旬（日時未定）
- 会場：東京大学弥生講堂（東京大学農学部内）
- 主催：一般社団法人日本生産者GAP協会、農業情報学会
- 共催：東京大学大学院農学生命科学研究科生態調和農学機構、その他

2013年度GAP実践セミナー・農場実地トレーニングの開催予定

開催期日：毎月上・中旬に実践セミナー、中・下旬に実地トレーニングを計画しています。ご希望の方は、協会事務局までお問い合わせ下さい。

開催場所：茨城県つくば市内
(会場/農場実地トレーニングは会場および農場)

主催：一般社団法人日本生産者GAP協会

指導機関：株式会社AGIC（エイジック）

定員：GAP実践セミナー（2日間）・・・30名

実地トレーニング（2日間）・・・10名

受講料金：25,000円（当協会会員18,000円）※テキスト・資料等含む

参加受付：一般社団法人日本生産者GAP協会事務局（教育・広報委員会）

E-mail：mj@fagap.or.jp TEL:029-861-4900 FAX:029-856-0024

<http://www.fagap.or.jp/>（一般社団法人日本生産者GAP協会HP）



株式会社 Citrus として農場経営実践（連載 5）

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長（農学博士）
株式会社 Citrus 代表 佐々木茂明

「農の雇用事業」ってご存じですか。農業法人などが農業を始めようとする若者を雇用して実施する研修に対して、全国農業会議所が助成をする事業です。弊社は定款に人材育成を掲げていて、農業を始めた若者を支援する事業を目標にしています。

弊社は、昨年 11 月に農業大学校を卒業した非農家の学生を社員に迎え、正規に雇用しました。その社員は、入社時の履歴書に「10 年以内に独立して農業を始めたい」との記載があり、早速 2012 年度「農の雇用事業」の第 4 次募集に応募したところ、今年 1 月末に採択との通知がありました。採択された結果、今年 2 月から 1 年間、助成金による研修の期間に入りました。

この助成金による助成システムは、4 ヶ月毎に毎日の詳細な研修内容を記載した報告書を全国農業会議所に提出し、計画通り研修が行われているかどうかの審査を受けなければなりません。弊社の提出は、6 月上旬が提出期限とされています。この審査に合格すれば、報告 1 件に対して、最高月額 97,000 円で 4 ヶ月分の助成金がまとめて法人に支給される仕組みになっています。この申請により最長 2 ヶ年間は研修対象となります。説明によると、いい加減な研修を行うと、その時点で助成金が打ち切られたりするようです。また、報告書に不備があったり、現地調査により不備が指摘されたりすると、助成金の支給が数ヶ月遅らされたりするとのこと。確かに雇用主にとっては条件の良い事業だと思うので、厳しい規制があるのは当たり前と理解しています。

しかし、新年度になって新たに本事業の申請を計画したのですが、失敗してしまいました。私の考えが甘かったというのは、今年 4 月に農家の師弟の農業大学校卒業生を 1 名新規採用したのですが、昨年と同様に考え、「農の雇用事業」の申請に取りかかったところ、新規採用した社員は、2012 年度の青年就農給付金の準備型の支給を既に受け取っていたため、研修生の要件をクリアできないことが判り、ちょっと人件費の見積りを誤ってしまいました。

別の補助を模索したところ、ハローワークにトライアル雇用制度があることを知り、その制度を申請し、うまく適用される運びとなり、現在事務手続きを進めています。トライアル雇用とは、テスト採用期間として 3 ヶ月間を設け、雇用主が求める仕事ぶりに到達できれば本採用するとし、テスト採用期間中にハローワークが月額 40,000 円で 3 ヶ月間助成する制度です。農業研修に関する支援金の 2 重取りはできないのは当たり前ですが、「農の雇用事業」を適用した研修を実施しようとする場合は、青年就農給付金の受給などについて調査しておく必要があるので注意して下さい。注意が必要なもう一点は、私のような農業経験が 5 年以内の事業主は、「農の雇用事業」の研修指導者の資格がないということです。弊社では、30 年来の専業農家である専務取締役が研修指導者としての登録ができたので、申請要件がクリアできました。

「補助事業に頼った経営では長続きしませんよ」と退職前に県幹部から忠告を受けたのですが、農業生産法人の少ない和歌山県では、設立 5 年以内の農業生産法人に対して機械や施設導入に補助制度があり、現状の経営状況から考え、弊社では適用可能な補助事業に全てに挑戦せざるを得ません。本来なら、経営に余裕ができてから柑橘類の出荷調整のための貯蔵施設設置を計画するのですが、2012 年産の柑橘類の取引があまりにも需要と供給の時期が一致せず、計画販売に失敗しました。そこで、早急に出荷調整施設の導入を決定し、事業の申請をしたところ、これはラッキーにも

事業の適用を受けることができ、3月28日に大型の冷蔵貯蔵庫が完成しました。弊社としては大規模な投資になったので、もう後には引けない状況です。

TPP交渉への参加が決まった現在、農家としての人材育成の課題を積極的に解決していくためには、農業生産法人などへの国・県の新しい補助制度がもっとたくさんあってもいいと考えています。そして、理想としては、非農家の師弟の入学が多くなった農業大学の卒業後の進路として、農業生産法人への就職があると思います。



弊社で収穫をする2名の正社員とアルバイトの若者

《FGAP 協会利用会員からの質問》

日本生産者GAP協会の利用会員の方から、EU諸国への輸出とGLOBALG.A.P.認証等との関わりについてご質問をいただきました。質問事項と回答を合わせて下記にご紹介いたします。

質問①

GLOBALG.A.P.に取り組んでない国内産地が、EU諸国に輸出することは可能ですか。可能な場合、どのような条件がつくことが想定されますか。例えばGLOBALG.A.P.認証未取得産地は取扱量が制限される。未取得産地は取得産地に比べ輸入手続きに時間がかかる、などの心配はありませんか。

回答①

*EU加盟各国の輸入に係わる基準とGLOBALG.A.P.認証とは一切関係ありません。農産物の輸出で関係することは、その国が定めているSPS措置(衛生植物検疫措置の適用に関する措置:Sanitary and Phytosanitary Measures)に係るものだけです。

*GLOBALG.A.P.認証はプライベート基準であり、EUもEU加盟各国も一切関わりを持っていません。チェーンストアなどの小売店が自社の取引条件としてGLOBALG.A.P.農場認証の有無を採用している場合があるというだけです。

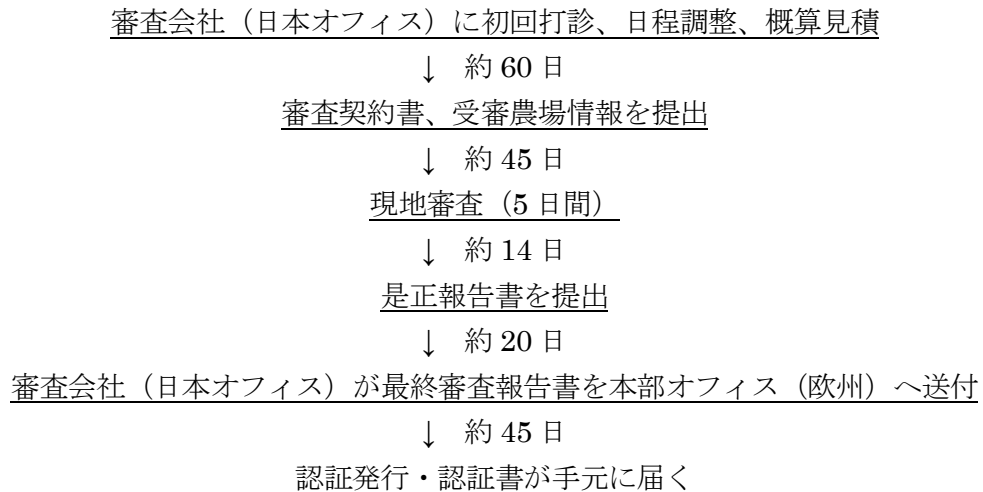
*農産物を日本から輸出しようとした場合、取引を行うのはその国の政府ではなく、農産物の卸売りや小売店ですから、その取引相手は何らかの「農場認証」を要求しているかどうかを確認する必要があります。チェーンストアによっては、自国内の産地では自社の農場認証基準、輸入の場合ではGLOBALG.A.P.農場認証規準やSQF農場認証基準などと、用いる基準を分けているところもあるようです。

質問②

GLOBALG.A.P.の認証取得に係る、審査申込～日程調整～審査(検証)～判定～認証までの期間はどのくらいですか。

回答②

* 審査会社により多少の差はあると思いますが、参考までに、(株)AGIC がサポートした GLOBALG.A.P.の認証審査の場合の流れを以下に示します。この例は、27 農場（生産者）のグループ認証です。



* 現地審査までの日程は、申請者（産地）と審査会社との協議で決まります。

質問③

国内で約 20 農場がグローバル GAP を取得しているようですが、その農場の多くは、1 回の審査（検証）で取得しているのでしょうか。

回答③

* 申請者からの書類による是正報告書では確認が難しいような不適合判定を受けた場合は、再度現地審査が発生することになっています。上述（回答②）の 27 名の生産者グループは、1 回の検証（現地審査とその後の是正報告書を提出）で OK でした。

* また、これまでに、(株)AGIC 所属の検査官が GLOBALG.A.P.の認証審査を実施した農場は、いずれも 1 回で取得しています。

* なお、グループ認証の場合は、初回審査と翌年に行われる維持審査との間の期間に、抜打ち審査が行われます。つまり 2 年間で合計 3 回の審査が実施されることになっています。

質問④

MPS 認証（花卉総合認証システム）に取り組んでいない国内産地が、EU 諸国に輸出することは可能でしょうか。可能な場合、どのような条件が付くことが想定されますか。

回答④

* GLOBALG.A.P.農場認証と同じで、MPS 認証もプライベート規準であり、EU 諸国への輸出の要件ではありません。GLOBALG.A.P.農場認証も MPS 認証も商取引の自由な要求事項ですから、買手側が認証を好むか好まないかだけです。

* オランダやベルギーなどの花市場のセリでは、MPS 認証を気にするバイヤーと全く気にしないバイヤーがいます。なお、GLOBALG.A.P.農場認証にも花卉の認証規準があります。牛、豚、鶏などの畜産認証基準、ならびに養殖魚の認証基準もあります。
(事務局)

【文献紹介】

(一社) 農林水産・食品産業技術振興協会が出版している JATAFF ジャーナルの Vol.11, No. 2 に、特集「酪農における窒素循環効率化のための技術シーズ」と題して、以下のような文献が掲載されています。

酪農場における N, P, K の利用と循環	小林 良次
ふん尿量および窒素排泄量低減のための栄養管理	扇 勉
家畜排泄物の堆肥化で生ずる一酸化二窒素ガスの発生と微生物制御法	福本 泰之
吸引通気式堆肥化システムによるアンモニアの回収	安部 佳之
堆肥脱臭による臭気低減化と高窒素濃度堆肥の製造	田中 章浩
簡易手法による酪農雑排水の窒素低減	田中 康男
畜産排水中窒素低減のためのアナモックス反応の利用	和木美代子

【編集後記】

今回のニュースは、先般開催されました「GAP シンポジウム」の特集になりました。そのため、連載の幾つかはお休みになりました。

今回の GAP シンポジウムでは、『県版「適正農業規範」続々登場』(21 頁) の記事でもご紹介しましたように、当協会が 2010 年 10 月に出版した「日本適正農業規範 (未定稿)」をすぐに栃木県が参考にして、翌 2011 年 3 月に「栃木県 GAP 規範」—良い農業を実践するための心得—を出版されたのですが、これをきっかけに、他の県でも「GAP 規範」が次々と作られるようになり、これからの大きな発展の予兆が出てきました。そこで、地域版の「GAP 規範」の課題を中心にとりあげました。

欧州では、EU が統一して、それぞれの国・地域で「適正農業規範 (CoGAP)」を作るように指示をし、イギリスやスペインなどでは、農業の内容等が異なる州の単位で「適正農業規範」が作られており、私達が「日本 GAP 規範 Ver.1.0」を作るときに参考にしたイングランド版の「適正農業規範」—私達の水・土壌・大気の保護—は、欧州の代表的な「規範」になっています。当協会ではその規範を翻訳・出版し、多くの方々に参考にしていただいています。

それぞれの地域で営まれる農業は、それぞれが立地する土地の気象条件や土壌条件、そこに住む住民の風俗・習慣などで異なっています。欧州と日本とでは、気象条件が半乾燥地と温帯モンスーンというように大きく違っており、農業も畑作・牧畜と水田作・施設園芸というように大きく違っています。したがって「適正農業規範」(GAP 規範) の内容も大きく異なっていて当然です。日本国内の農業でも、北は北海道から南は沖縄まで、また太平洋側と日本海側、内陸部とで大きく違っており、「日本 GAP 規範」では基本的な事象を述べることであり、日本における適正農業を網羅することは難しく、触れられない部分や具体性に欠ける部分が出てきます。

そこで、欧州のように、それぞれの地域の単位で「適正農業規範」を作る必要性が出ると同時に、より具体的に適正な農業実践を行うための「実践ガイド」を作ることとなります。

田上隆一理事長がいつも口癖のように仰っているように、先ず農業現場のリスク評価を行って、



「何が問題なのか」を抽出し、「規範」に照らして「どのように問題なのか」を明らかにし、「何を根拠にしているのか」を法律・規則や科学的根拠に求め、「どうすればよいのか」を実践的に積み重ねていくことが必要になります。その点で、各県とも「GAP 規範」とともに、より具体的な「実践ガイド」を準備し、普及の現場で活用しておられることが、今回のシンポジウムにおいて紹介されました。

地域版の「適正農業規範」(GAP 規範)を検討・準備されておられるところで、今回のシンポジウムに出席されなかった方々は、このニュースをお読みいただき是非とも理解を深めていただきたいと思います。併せて、今回の「シンポジウム資料集」をお読みいただき、GAP の普及に是非お役立て下さい。

(食讚人)

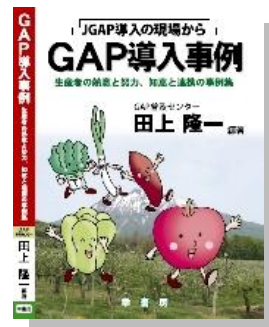
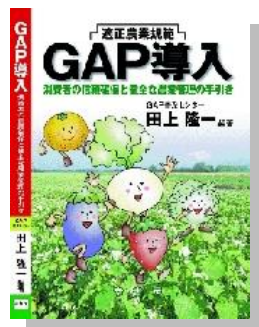
【目指す GAP の理念】

適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices) とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価 (本体 1,900 円+税)

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



《GAP シンポジウム資料集》 定価 (本体 1,500 円税込)

「日本農業を救う GAP は？」

「GAP 導入とそのあり方」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」



2009.3



2009.8



2010.4

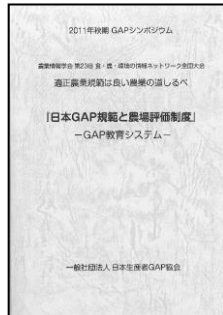
「日本適正農業規範の概要と検討」

「日本 GAP 規範と農場評価制度」

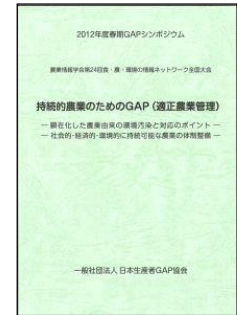
「持続的農業のための GAP (適正農業管理)」



2010.10



2011.10



2013.2

『イングランド版適正農業規範』
定価 (本体 1,500 円税込)

『日本適正農業規範』(未定稿)
定価 (本体 1,500 円税込)

『日本 GAP 規範 Ver.1.0』
定価 (本体 2,500 円)
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1月 3月 5月 7月 9月 11月の隔月に発行されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402

☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http://www.fagap.or.jp/

《株式会社 AGIC（エイジック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：http://www.agic.ne.jp/